

令和5年(ワ)第 号 損害賠償等請求事件

原告 A 外2名
被告 恵庭市 外2名

証拠説明書 (1)

令和5年8月24日

札幌地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 船山 暁子

同 弁護士 中島 哲

外

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲 1の1	国民年金・厚生年金保険年金証書 (原告A分)	写し	R4. 9. 20	厚生労働大臣	原告Aが障害等級1級10号の障害基礎年金を受給していること等
甲 1の2	国民年金・厚生年金保険年金証書 (原告B分)	写し	R4. 9. 20	厚生労働大臣	原告Bが障害等級1級10号の障害基礎年金を受給していること等
甲 1の3	国民年金・厚生年金保険年金証書 (原告C分)	写し	R4. 9. 14	厚生労働大臣	原告Cが障害等級1級10号の障害基礎年金を受給していること等
甲 2の1	戸籍の附票 (原告A分)	写し	R4. 11. 28	北海道稚内市長工藤広	原告Aが、1976(昭和51)年12月2日から、2022(令和4)年7月31日までの約45年間、 [redacted]に居住していたこと等
甲 2の2	戸籍の附票 (原告B分)	写し	R4. 11. 28	北海道芦別市長荻原貢	原告Bが、2001(平成13)年12月31日から、2022(令和4)年6月22日までの約20年間、 [redacted]に居住していたこと等
甲 2の3	戸籍の附票 (原告C分)	写し	R5. 2. 24	北海道札幌市東区長小田原史佳	原告Cが、2003(平成15)年12月19日から、2022(令和4)年9月4日までの約18年間、 [redacted]に居住していたこと等
甲 3	改製原戸籍謄本 (X分)	写し	R5. 2. 27	北海道恵庭市長原田裕	[redacted]
甲 4	戸籍全部事項証明書 (X分)	写し	R5. 2. 27	北海道恵庭市長原田裕	[redacted]

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲 5	恵庭市議会史 写し	R2. 12. 31	恵庭市議会	Xが、1991（平成3）年5月1日から2011（平成23）年4月30日までの20年間、恵庭市議会議員であり、2005（平成17）年6月2日から2007（平成19）年4月30日までの間は、同議会議長でもあったこと	抜粋
甲 6	育恵会令和元年度 懇親会資料 (写し)	R1. 7. 11	被告恵庭市 障がい福祉課 (ページ番号は原告ら 代理人)	育恵会の存在、その会則の内容、実態及びその活動に被告恵庭市が深く関与し、実質的に事務局としての役割を果たしていたこと等	情報公開請求によって入手したものであり、マスキングはその際、被告恵庭市によって付されたものである。
甲 7	育恵会令和元年度 懇親会決算 (写し)	R1. 9. 6	被告恵庭市 障がい福祉課 (ページ番号は原告ら 代理人)	同上	同上
甲 8	育恵会令和2年度 総会資料 (写し)	R2. 2. 10	被告恵庭市 障がい福祉課 (ページ番号は原告ら 代理人)	同上	同上

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲 9	口頭受理事処理簿 (写し)	R4. 4. 4	被告恵庭市障がい福祉課 (ページ番号は原告ら代理人)	育恵会の存在、その会則の内容、実態及び同会が2022(令和4)年4月8日に会計残高を正会員へ返金することにより解散し、解散時の正会員は■■■■含め4名、準会員(知的障害者)は原告らを含め6名であったこと等	情報公開請求によって入手したものであり、マスクングはその際、被告恵庭市によって付されたものである。
甲 10の 1	写真	写し	R4. 9. 5	■■■■	原告らは、居住していた■■■■牧場の敷地内に置かれたプレハブ小屋の外観等
甲 10の 2	写真	写し	R4. 9. 5	■■■■	原告Cが、居住していたプレハブ小屋の内観(男性は原告C)等
甲 11の 1	預金取引明細表 (平成元年11月1日～平成23年5月2日分) (原告A分)	写し	R4. 9. 27	北海道銀行	原告Aの北海道銀行恵庭支店の口座の入出金状況等
甲 11の 2	普通預金口座別残高表 (平成11年10月～平成23年5月分) (原告A分)	写し	R4. 9. 27	北海道銀行	同上
甲 11の 3	預金取引明細表 (流動性) (平成23年5月26日～令和2年12月31日分) (原告A分)	写し	R4. 9. 27	北海道銀行	同上

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲 11の 4	預金取引明細表 (流動性) (令和3年1月1 日～令和4年9月 26日分) (原告A分)	写し	R4.9.27	北海道銀行	原告Aの北海道銀行恵庭支 店の口座の入出金状況等
甲 11の 5	定期預金月中異動 明細表 (平成10年11 月30日分～平成 22年6月9日 分) (原告A分)	写し	R4.9.27	北海道銀行	同上
甲 11の 6	預金取引明細表 (定期性) (平成23年5月 6日～令和2年1 2月31日分) (原告A分)	写し	R4.9.27	北海道銀行	同上
甲 12の 1	預金取引明細表 (平成元年11月 1日～平成23年 5月2日分) (原告B分)	写し	R4.9.27	北海道銀行	原告Bの北海道銀行恵庭支 店の口座の入出金状況等
甲 12の 2	普通預金口座別残 高表 (平成11年10 月～平成23年5 月分) (原告B分)	写し	R4.9.27	北海道銀行	同上
甲 12の 3	預金取引明細表 (流動性) (平成23年5月 26日～令和2年 12月31日分) (原告B分)	写し	R4.9.27	北海道銀行	同上
甲 12の 4	預金取引明細表 (流動性) (令和3年1月1 日～令和4年9月 26日分) (原告B分)	写し	R4.9.27	北海道銀行	同上

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考	
甲 12の 5	定期預金月中異動 明細表 (平成11年2月 2日分～平成15 年12月16日 分) (原告B分)	写し	R4.9.27	北海道銀行	原告Bの北海道銀行恵庭支 店の口座の入出金状況等	
甲 13	取引履歴照合表 (原告C分)	写し	R4.9.26	道央農業協 同組千歳支 店	原告Cの道央農業協同組合 千歳支店の口座の入出金状 況等	マス キングは 原告代 理人に おいて 付した
甲 14	北海道最低賃金の 推移	写し	不明	北海道労働 局	北海道における最低賃金の 推移等	
甲 15の 1	受任通知 (対被告 Y) (内容証明郵便)	原本	R5.4.17	原告ら代理 人弁護士船 山暁子ら	原告らが代理人を通じて被 告Yに対し、令和5年4月 17日付けで、損害賠償及 び賃金の支払請求を行った こと等	
甲 15の 2	郵便物等配達証明 書	原本	R5.4.19	日本郵便株 式会社恵庭 郵便局	上記受任通知が、被告Yの もとに、令和5年4月19 日に到達したこと	
甲 16の 1	受任通知 (対被告 Z) (内容証明郵便)	原本	R5.4.13	原告ら代理 人弁護士船 山暁子ら	原告らが代理人を通じて被 告Zに対し、令和5年4月 13日付けで、損害賠償及 び賃金の支払請求を行った こと等	
甲 16の 2	郵便物等配達証明 書	原本	R5.4.15	日本郵便株 式会社恵庭 郵便局	上記受任通知が、被告Zの もとに、令和5年4月15 日に到達したこと	

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲 17	検証調書 (訴え提起前の証 拠保全)	写し	R5. 3. 14	札幌地方裁 判所裁判所 書記官新井 啓介	原告らの状況及び被告らの 対応に関する、恵庭市障が い者総合支援センターeふ らっとの記録の存在及びそ の内容等	マスク キングは 事件番号 については 原告代理人 において付 し、その 余は裁判所 において付 されたもの である。